

認定（特例認定）
N P O 法 人 制 度
（ 制 度 の 概 要 ）



NPO

令和 7 年 4 月
神奈川県 N P O 協働推進課

1 認定NPO法人制度とは？

NPO法人への寄附を促す制度です。

その目的は、「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

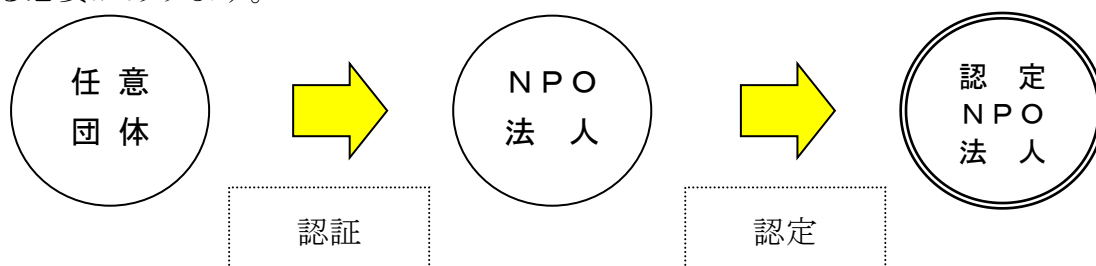
以前は、租税特別措置法という法律に基づき国税庁が認定を行う制度でしたが、平成24年4月の特定非営利活動促進法の改正により、所轄庁が認定を行う制度となりました。

○ 神奈川県認定NPO法人になるためには、県へ申請し、一定の基準に適合するかどうか、審査を受ける必要があります。

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて、一定の基準に適合したものとして、所轄庁が認定したものをいいます。

つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、認定NPO法人になるためには、さらに、一定の基準に適合するかどうかの審査を受け、所轄庁から認定を受ける必要があります。

認定の有効期間は5年で、引き続き認定を受けたい場合には有効期間の更新の申請をする必要があります。



2 特例認定NPO法人制度とは？

特例認定NPO法人とは、新たに設立されたNPO法人（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものについて、一定の基準に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた法人をいいます。

特例認定NPO法人制度は、平成24年4月の特定非営利活動促進法の改正によりできた制度です。設立してから間もない法人は、知名度が低く、寄附集めが難しい場合がありますが、そのような法人を支援するためにできたものです。

特例認定の有効期間は3年で、1回に限り有効です（更新はありません）。

3 認定（特例認定）NPO法人になることによるメリットとは？

(1) 寄附者に対する税制上の優遇措置

○ 個人が寄附した場合

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（特例認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

①所得税額の控除額（税額控除の場合） $\Rightarrow$ $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$

②住民税額の控除額

（都道府県と市区町村双方が指定した場合） $\Rightarrow$ $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

$\Rightarrow$ 国税と地方税あわせて、寄附金額の最大 50%が税額から控除されます。

所得税の税額控除を選択した場合… 年収300万円の方が、1万円寄附した例

所得税 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$

個人住民税 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 800 \text{ 円}$

合計 4,000 円が税額から控除

注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)。

所得税 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 5\% = 400 \text{ 円}$

個人住民税 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 800 \text{ 円}$

合計 1,200 円

その他、相続人等が相続・遺贈により取得した財産を一定の要件を満たしたうえで認定NPO法人に寄附した場合、その寄附をした財産については、相続税の課税価格の計算には含めないこととなります。（特例認定NPO法人は適用されません）

また、個人が認定（特例認定）NPO法人に現物寄附をした場合、通常の現物寄附であれば、寄附者がその資産の取得時から寄附時までの間の値上がり益に対して「みなし譲渡所得税」が課税されるところですが、一定の要件を満たしたうえで税務署長の承認を得ると、この「みなし譲渡所得税」が非課税となります。

○ 法人が寄附した場合

法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

認定（特例認定）NPO法人に寄附をした個人や法人の税負担が軽減



寄附を集めやすくなるというメリット

(2) 認定NPO法人の自身の優遇措置（みなし寄附金制度）

認定NPO法人が、法人税法上の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。

このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります（特例認定NPO法人は適用されません）。

(3) その他のメリット

税制上の措置以外にも、以下のようなメリットがあります。

- 認定（特例認定）を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- 認定（特例認定）を受けるために、より一層進んだ情報公開を行い、また、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。
- ふるさと納税を活用したNPO指定寄附～NPO応援寄附～の対象となります。令和7年4月より、寄附者がふるさと納税を活用して神奈川県へ寄附する際に選択する使い道として、事前に登録されたNPO法人を選択することができるようになりました。認定を受けることで、当該事前登録の主要な要件を満たすことができます。

4 認定（特例認定）NPO法人の義務とは？

(1) 役員報酬規程等の提出義務

認定（特例認定）NPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません（神奈川県の場合は、毎事業年度初めの3月以内）。

また、神奈川県以外の都道府県に事務所を置く場合は、その都道府県にも役員報酬規程等を提出する必要があります。

(2) 情報公開

認定（特例認定）NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

- ① 事業報告書等 ※
- ② 役員名簿 ※
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など ※
- ⑧ ⑦のほか、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類 ※
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

※ 個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供しても可

所轄庁においても、認定（特例認定）NPO法人から提出を受けた上記①～⑨の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています。

認定（特例認定）NPO法人は税制優遇を受けるもの



通常のNPO法人よりも透明性の高い情報公開が求められる

5 認定（特例認定）NPO法人になるための基準とは？

認定NPO法人になるためには(1)から(8)の基準を、特例認定NPO法人になるためには(2)から(8)の基準を満たす必要があります。

また、いずれかの欠格事由に該当する法人は、認定又は特例認定を受けることができません。

(1) パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること。

- 特例認定NPO法人は除きます。
- 詳しくは7～8ページで説明します。

(2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

- 共益的活動とは、「会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供」や「会員等のみが参加する会議や会報誌の発行」などをいいます。

(3) 運営組織及び経理が適切であること。

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること。
- 各社員の表決権が平等であること。
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動の内容が適正であること。

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者や宗教活動、政治活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。
- 実績判定期間において次の割合が80%以上であること。
(特定非営利活動に係る事業費) ÷ (総事業費)
- 実績判定期間において次の割合が70%以上であること。
(受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額) ÷ (受入寄附金総額)

(5) 情報公開を適切に行っていること。

- 事業報告書や役員名簿等の書類について、閲覧の請求があった場合に、法令に従いその事務所において閲覧させること。

(6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

- 神奈川県条例で定められた期限内（毎事業年度初めの3月以内）に提出している必要があります。

(7) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

(8) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

欠格事由に該当しないこと。

- 役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- 役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。 など

6 5 (1) の P S T とは、どんな基準なの？

パブリック・サポート・テスト（P S T）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

①相対値基準

②絶対値基準

③条例個別指定

①から③のいずれかを満たせば、P S T 基準を満たすこととなります。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。

実績判定期間における

$$(\text{寄附金等収入金額}) \div (\text{経常収入金額}) \geq 1 / 5$$

○ 寄附金等収入金額 = (受入寄附金総額) - (①②③④の合計額) + (⑤の金額)

① 一者当たり基準限度超過額

② 1,000 円未満の寄附金

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④ 休眠預金等交付金関係助成金

⑤ 社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

○ 経常収入金額 = (総収入金額) - (①～⑧の合計額)

① 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの

② 国等からの委託事業費

③ 法令に基づく事業の対価のうち、国又は地方公共団体の負担分

④ 資産売却による臨時収入

⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額

⑥ 1,000 円未満の寄附金

⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

《参考》一者当たり基準限度超過額とは？

一者当たり基準限度超過額とは、同一の者からの寄附金のうち、受入寄附金総額の10%を超える部分をいいます。P S Tでは「広く市民からの支援を受けていること」を判定するため、1人の人から多額の寄附をもらったとしても、限度額を設けて、全額を算入できないようにしています。

② 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の合計額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が、年平均 100 人以上であることを求める基準です。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、
休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3000 円に当該休眠
預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて 1 人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、これらの者は寄附者数に含めません。

③ 条例個別指定

申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。

- 指定を受けた都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する法人に限ります。
- 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《参考》寄附金について

寄附金の要件として、「支出する側に任意性があること」「直接の反対給付がないこと」の 2 つの要件を満たす必要がありますが、名称が賛助金や助成金といったものであっても、この要件を満たせば寄附金として取り扱うことができる場合があります。

「支出する側に任意性があること」

⇒寄附金（物品）を出す寄附者自身が、寄附をするかしないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

「直接の反対給付がないこと」

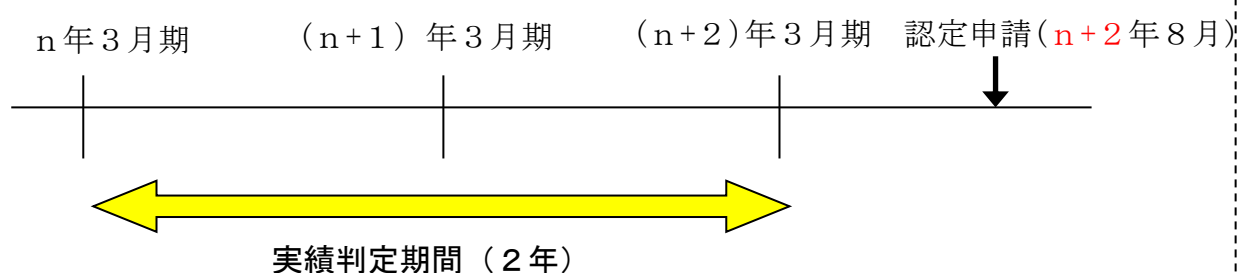
⇒寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。

※お礼状や活動報告書、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付に当たりません。

7 実績判定期間とは？

実績判定期間とは、認定（特例認定）NPO法人の基準の判定対象となる期間のことです。認定（特例認定）の申請を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（はじめて申請をするときは2年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例 法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合（新規申請）



8 認定（特例認定）NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

(1) 書類の作成及び備置き、情報の公開等

認定（特例認定）NPO法人となった場合には、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等を作成し、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは、事務所において閲覧させなければなりません。

(2) 寄附者に対する手続（受領証明書の発行など）

寄附者が認定（特例認定）NPO法人に対する寄附について控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な寄附金受領証明書を交付する必要があります。

また、前事業年度の寄附者名簿を作成し、保存する必要があります（認定NPO法人は5年間、特例認定NPO法人は3年間）。

9 具体的な認定（特例認定）申請の手続については？

問1 認定（特例認定）申請の受付期間はありますか？

答1 通年（開庁日）受付をしております。まずは、事前相談をお願いいたします。

問2 書類の提出はどこにするのでしょうか。また、事前相談は必要でしょうか。

答2 神奈川県が所轄庁となる法人については、県NPO協働推進課の窓口にお持ちいただき、提出してください。

ただし、提出前に事前相談をお願いしております。お手数ですが、あらかじめ電話で相談の日時をご予約の上、お越しください。

なお、政令市のみに事務所がある法人については、書類の提出先は所轄庁である政令市となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先等】

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階

（電 話）045-312-1121（代表）内線2865 ～ 2868

問3 認定（特例認定）を受けるまで、どのくらいかかりますか？

答3 申請をしてから、概ね6ヶ月程度かかります。（法人都合で審査を勧められない場合はこの限りではありません）

審査は、所轄庁での書面審査のほかに、法人の事務所に直接お伺いして、帳簿類などを確認しながら審査を行う「実態確認」があります。

【参考】審査の流れ



問4 申請に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか？

答4 様式や手引書については、県のホームページからダウンロードできます。

（県ホームページURL）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417661/>